

日本における IB 教育

我が国では、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、国内における国際バカロレア認定校等（ディプロマプログラム）を 2018 年までに 200 校に大幅に増加させることを目標としています。

これまで、我が国では、以下の取組等を実施してきました。

1. 昭和 54 年より、大学入学資格に関し、学校教育法に基づき、国際バカロレア資格を有する者で 18 歳に達した者を、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として指定。

[昭和 23 年文部省告示第 47 号（学校教育法施行規則第 150 条第 4 号に規定する大学入学
に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者）](#)（抜粋）

2. 平成 25 年度からは、国際バカロレア機構との協力の下、ディプロマプログラムの科目の一部※を日本語でも実施可能とする「日本語 DP」の開発・導入を推進。一部の認定校で平成 27 年 4 月から日本語 DP 課程を実施。

※日本語で実施可能となる科目等は、以下のとおり。

経済、地理、歴史、生物、化学、物理、数学、数学スタディーズ、音楽、美術、知の理論
(TOK)、課題論文 (EE)、創造性・活動・奉仕 (CAS)

(ただし、日本語 DP でも、6 科目中 2 科目 (通常、グループ 2 (外国語) に加えて更に 1 科目) は、英語等で履修する必要。)

日本語で実施できる科目等について、日本語に翻訳した科目ガイド等を以下リンク先から閲覧可能です。(翻訳している最中の科目ガイド等もあるため、翻訳対象文書の全てが掲載されているものではありません。未掲載の文書については、翻訳が終わり次第、順次掲載予定です。)

[国際バカロレア機構日本語ページ](#)

- 平成 25 年 5 月、東京学芸大学を中心に、関心を有する高等学校等により、国際バカロレアの導入に向けた情報共有等のため「国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議」が設立。連絡協議会には、平成 29 年 5 月現在、74 校・機関が構成員として、26 の教育委員会がオブザーバーとして参加。

[国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議](#)

- [国際バカロレア日本アドバイザー委員会](#)において、日本における国際バカロレアの導入拡大に向けた課題と対応方策について検討を行い、平成 26 年 4 月、そのための提言 (報告書) を取りまとめ。
- また、国際バカロレアの導入拡大に向けて、以下の取組等が進められています。
 - 国内の大学入試における IB の活用促進

文部科学省として、入学者選抜における国際バカロレア資格及びそのスコアの積極的

な活用について、大学に対する働き掛けを実施。現在の大学における導入状況は、以下のとおり。

◇ [国際バカロレアを活用した大学入試（例）](#)（PDF:159KB）

- 国際バカロレアに対応可能な教員の養成・確保
 - 日本語による IB 教員養成ワークショップ等の国内における積極的な開催
 - 外国人指導者等に対する特別免許状の授与促進

平成 26 年 6 月、外国人指導者をはじめとする優れた知識経験等を有する社会人に対する特別免許状の円滑な授与を促進する観点から、文部科学省において「[特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針](#)」を策定し、各都道府県委員会に通知。

-大学における IB 教員養成課程の設置

平成 26 年 4 月に玉川大学が IB 教員養成コースを設置。さらに、筑波大学、東京学芸大学、岡山大学、広島大学等においても、IB 教員養成コースを設置する方針が示されています。

- 国際バカロレアの導入を促進するための教育課程の特例措置

平成 27 年 8 月に学校教育法施行規則の一部が改正され、DP 認定校については、国際バカロレアと学習指導要領の双方を無理なく履修できるよう、以下のように教育課程の基準の特例が認められることとなりました（文部科学省告示第百二十七号）。

◇ [国際バカロレアの導入を促進するための教育課程の特例措置（平成 27 年 8 月 19 日）](#)（PDF:70KB）

- IB に関する情報提供・発信
- 国際バカロレア認定のための手引きの作成

教育委員会や学校が、国際バカロレアの導入を考えるにあたり、必要とされる情報を日本語で分かりやすくまとめた資料を作成

◇ [国際バカロレア認定のための手引き（はじめに～第4章）](#)（PDF:4,669KB）

◇ [国際バカロレア認定のための手引き（第5章～巻末資料）](#)（PDF:2,269KB）

◇ [国際バカロレア認定のための手引き（ミドル・イヤーズ・プログラム編）（第1章～第6章）](#)（PDF:3,438KB）

◇ [国際バカロレア認定のための手引き（ミドル・イヤーズ・プログラム編）（第7章～巻末資料）](#)（PDF:2,194KB）

- IB ワークショップの開催に係る特例措置

(1) 国際バカロレア機構と協議の結果、2018年3月まで、国際バカロレアの認定校となるために受講が必要なワークショップについて、一定の要件のもと、受講料を無料とする措置を以下のとおり行うこととされました。

◇ [【参加者向け概要】日本におけるIBワークショップの開催について](#)
(PDF:268KB)

(2) 国際バカロレア機構と協議の結果、2018年3月まで、国際バカロレアの認定校となるために受講が必要なワークショップについて、一定の要件のもと、受講料を無料とする措置を以下のとおり行うこととされました。

◇ 【主催者向け概要】日本におけるIBワークショップの開催について

(PDF:246KB)

(リンク元：http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/1352960.htm)